

子どもの健康と環境に関する全国調査(エコチル調査)について

エコチル調査とは…胎児期から小児期にかけての化学物質曝露が子どもの健康に与える影響を解明するための、長期・大規模な追跡調査

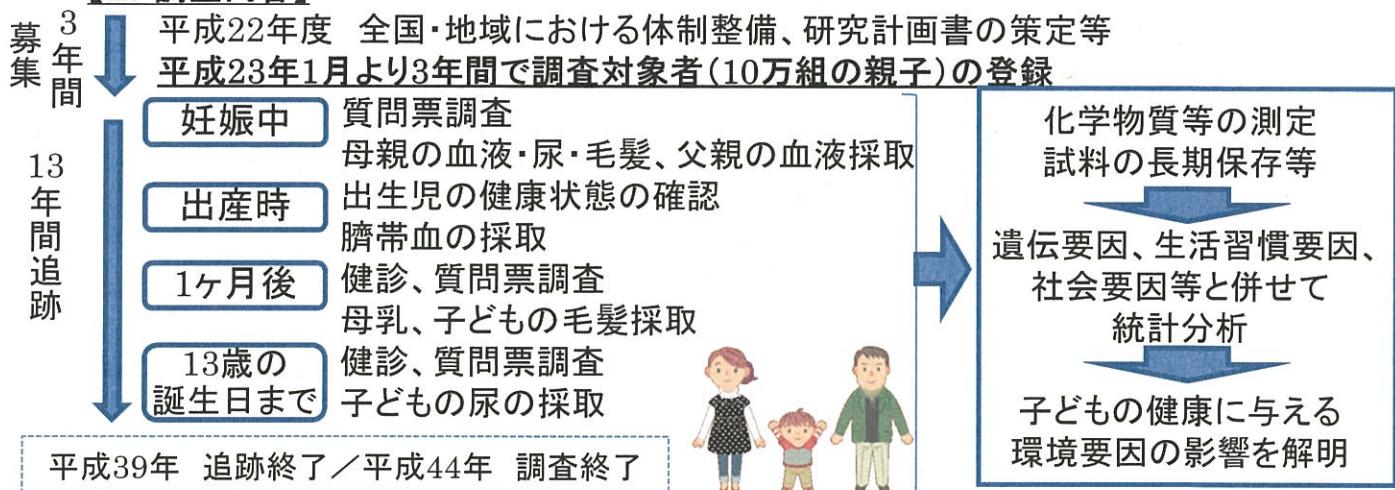


【1. 背景】

子どもの健康に環境化学物質が与える影響が解明されておらず、子育てへの不安が広がっている

その解明のため、大規模な疫学調査の実施が必要

【2. 調査内容】



【3. 実施体制】

環境省 企画立案、各省との連携、国際連携

コアセンター(国立環境研究所)

調査の実施機関
データ管理、試料の保存分析等

メディカルサポートセンター
(国立成育医療研究センター)

ユニットセンター
(全国15地域の大学等)

参加者募集と追跡調査
(地域の医療機関の協力)

H22年4月、環境大臣より認定書授与
①北海道 ②宮城 ③福島 ④千葉
⑤神奈川 ⑥甲信 ⑦富山 ⑧愛知
⑨京都 ⑩大阪 ⑪兵庫 ⑫鳥取
⑬高知 ⑭福岡 ⑮南九州・沖縄

【4. 予算】

平成22年度 31億円 ⇒ 調査の立ち上げ

平成23年度 46億円 ⇒ 参加者募集本格化

平成23年度4次補正 16億円 ⇒ 参加者募集の加速化、放射線に関するシステム開発

平成24年度 45億円 ⇒ 福島県内の調査地域を全県に拡大

平成24年度予備費 21億円 ⇒ 参加者募集のさらなる加速化

平成25年度予算 40億円 ⇒ 参加者募集の仕上げ、追跡調査の本格化への対応

【5. 期待される成果】

- ・子どもの脆弱性に配慮した化学物質のリスク評価・管理に活用
- ・安全・安心な子育て環境の実現
- ・我が国最大規模の生体試料バンクはライフサイエンス分野の研究開発に貢献

⑦水銀に関する水俣条約について

水銀に関する水俣条約

(平成25年6月現在)

交渉の経緯

- 2001年 国連環境計画(UNEP)が地球規模の水銀汚染に係る活動を開始
- 2009年2月 第25回UNEP管理理事会(GC25)における合意
 - 水銀によるリスク削減のための法的拘束力のある文書(条約)を制定する
 - そのための政府間交渉委員会(INC)を設置し、2010年に交渉を開始し、2013年までのとりまとめを目指す
- 2010年6月 第1回政府間交渉委員会(INC1)が開催され、その後2013年までに5回のINCを開催
- 2013年1月第5回政府間交渉委員会(INC5)における主な成果
 - 条約条文案に合意。
 - 条約名称が「水銀に関する水俣条約」に決定。
 - 条約の採択・署名のための外交会議を本年10月9日(水)から11日(金)に熊本市・水俣市で開催することが正式に決定。

条文の概要

- 前文に水俣病の教訓について記述
- 水銀鉱山からの一次産出、水銀の輸出入、小規模金採掘等を規制
- 水銀添加製品(蛍光管、体温計、血圧計等)の製造・輸出入、水銀を使用する工業プロセス(塩素アルカリ工業等)を規制(年限を決めて廃止等)
- 大気・水・土壤への排出について、利用可能な最良の技術/環境のための最良の慣行(BAT/BEP)を基に排出削減対策等を推進
大気への排出については、石炭火力発電所、非鉄金属鉱業等を対象として削減
- 水銀廃棄物について既存条約(バーゼル条約)と整合性を取りつつ適正処分を推進。
- 途上国的能力開発、設備投資等を支援する資金メカニズムの創設

条約発効に向けた取組

- 条約の採択・署名のための外交会議を本年秋に日本で開催
 - 10月7日(月)及び8日(火) : 準備会合(熊本市)
 - 10月9日(水) : 開会記念式典(現地視察を含む)(水俣市)
 - 10月10日(木)及び11日(金) : 外交会議(熊本市)
- 条約は、50カ国が批准してから90日後に発効
- 条約発効後1年以内に締約国会議第1回会合(COP1)が開催
- UNEP事務局は、2016年の条約発効を目指す旨、INC5において発言

水銀条約政府間交渉委員会(INC5)について

(石原環境大臣談話)

平成 25 年 1 月 19 日
環境大臣 石原伸晃

- 1月 19 日、スイス・ジュネーブで開催されていた水銀条約第 5 回政府間交渉委員会(INC5)において、条文案が合意され、また名称が「水銀に関する水俣条約」に決定したことを歓迎し、交渉に参加された関係各国の関係者の御努力に敬意を表します。
- 我が国は、世界のいかなる国においても、水俣病のような悲惨な公害を繰り返してはならないという決意の下、条約交渉に積極的に貢献してきました。今般の合意には、途上国を含め多くの国が参加でき、水銀のリスクを可能な限り削減できる内容になっており、今後地球規模の水銀汚染の防止を進めていく上で大きな意義を持つものと考えています。
- 水俣条約は、本年 10 月に熊本市及び水俣市で開催される外交会議で採択・署名される予定であり、我が国は、開催国として、外交会議の開催や条約の署名・批准の準備を進めるとともに、より多くの途上国が批准できるよう、支援や働きかけを行ってまいります。
- また、水俣条約を契機に、日本の水銀対策の経験や技術はもとより、「日本の環境首都」を掲げる現在の水俣の新しい姿を積極的に世界に発信し、環境をてこにした地域づくりの取組を一層支援していきます。
- 水俣条約の合意が、世界の水銀対策において、また痛ましい公害を経験した水俣の再生の歩みにとって、一里塚になることを強く祈念いたします。

水銀に関する水俣条約 条文概要

1. 前文

- ・ 水銀のリスクに対する認識や国際的な水銀対策の推進の必要性、水銀対策を進める際の基本的な考え方について、包括的に盛り込まれた。
- ・ 水俣病の教訓として、水銀汚染による人の健康及び環境への深刻な影響、水銀の適切な管理の確保の必要性及び同様の公害の再発防止が我が国提案に沿って盛り込まれた。
- ・ リオ原則（汚染者負担原則及び予防的アプローチ含む）が再確認された。

2. 目的（第1条）

- ・ 水銀及び水銀化合物の人為的な排出から人の健康及び環境を保護すること。

3. 水銀供給の削減と国際貿易の削減（第3条）

- ・ 水銀の一次鉱出（水銀を鉱出することを一義的な目的とする鉱出活動）に関して、新規鉱山開発は各締約国の条約発効後に禁止する。
- ・ 既存の鉱山からの鉱出については、各締約国における条約発効から15年以内に禁止。この水銀は製品（4条）、製造プロセス（5条）への使用又は処分（11条）のみ利用できる。
- ・ 水銀（金属水銀及び水銀重量比95%以上の合金）の締約国への輸出は、1)条約上で認められた用途、2)環境上適正な一時保管（第10条）に限って認める（水銀廃棄物の貿易については第13条で規定）。
- ・ 水銀の輸出に当たっては、輸入国の書面での事前同意が必要（事務局への通知でも可）。非締約国への輸出は、輸入国から条約上必要な措置を講じていることの証明書も必要）。非締約国からの水銀の輸入は、輸出される水銀が新規の一次鉱出又は廃止された塩素アルカリ施設以外の供給源に限って認める（証明書が必要）。

4. 製品への水銀使用の削減（第4条）

- ・ 水銀含有製品（附属書A・Part I、一部例外あり）について、2020年までに、その製造、輸出、輸入を原則禁止する（年限については、国によって必要な場合、最大10年間まで延長可）。
- ・ 歯科用アマルガム（同Part II）について、使用等の削減のための措置を講ずる。
- ・ 締約国は、禁止された水銀含有製品を組立製品に組み込むことの抑制、水銀を利用した新規製品の製造と販売の抑制の措置を講ずる。
- ・ 締約国会議（COP）は、条約発効後5年以内に附属書Aのレビューを実施する。

5. 製造プロセスにおける水銀使用の削減（第5条）

- ・ 塩素アルカリ工業及びアセトアルデヒド製造施設（附属書B・Part I）を対象に、

製造プロセスでの水銀の使用禁止（それぞれ 2025 年、2018 年までに禁止。年限については、国によって必要な場合、最大 10 年間まで延長可）

- ・ 塩化ビニルモノマー、ナトリウムメトキシド又はエトキシド、カリウムメトキシド又はエトキシド、ポリウレタンの製造プロセス（附属書 B・Part II）での水銀の使用を削減するための措置を講ずる。
- ・ 上記対象プロセス（附属書 B に記載）の既存施設での対策の実施及び新規施設での水銀利用の禁止、新規のプロセスにおける水銀利用の抑制措置を講ずる。締約国は事務局へ附属書 B に掲載するプロセスを提案できる。
- ・ COP は、条約発効後 5 年以内に附属書 B のレビューを実施する。

6. 小規模金採掘（第 7 条）

- ・ 小規模金採掘（ASGM）が実施されている締約国はその使用や環境中への放出を削減、可能であれば廃絶するための行動を行う。
- ・ 小規模金採掘が実施されている国は、事務局にその旨通報した上で、条約発効後 3 年以内、あるいは事務局への通報後 3 年以内に国家行動計画を策定・実施するとともに、3 年ごとにレビューを実施する。

7. 大気への排出（第 8 条）及び水・土壤への放出（第 9 条）

- ・ 大気への排出：
 - 石炭火力発電所、石炭焚産業用ボイラー、非鉄金属製造に用いられる製錬及び焙焼プロセス、廃棄物焼却施設、セメントクリンカ一生産施設（附属書 F に掲げられる排出源カテゴリー）を対象に、排出削減対策を実施する。
 - 新設施設には、各締約国での条約発効後 5 年以内に、BAT（利用可能な最良の技術）/BEP（環境のための最良の慣行）を義務付ける（BAT と同等の排出限度値も可能）。
 - 既存施設には、各締約国での条約発効後 10 年以内に、①排出管理目標、②排出限度値、③BAT/BEP、④水銀の排出管理に効果のある複数汚染物質管理戦略及び⑤代替的措置から 1 つ以上を国家計画に含めて実施。
- ・ 水・土壤への放出：
 - 各国が放出削減の対象となる放出源を特定する。
 - 新規・既存施設とも、①放出限度値、②BAT/BEP、③水銀の放出管理に効果のある複数汚染物質管理戦略、④代替的措置から 1 つ以上を選択し、実施する。
- ・ 遅くとも自国での条約発効から 5 年以内に、各国が自国内の排出・放出インベントリを作成する。
- ・ COP で BAT/BEP 等に関するガイダンスを採択する。

8. 水銀の環境上適正な一時保管・水銀廃棄物・汚染サイト（第 10～12 条）

- ・ 水銀・水銀化合物の一時保管は、COP で作成されるガイドライン等に従って、環境上適正に行う。

- ・ 水銀廃棄物は、バーゼル条約に基づくガイドラインを考慮し、また COP が定める必須条件に基づいて、環境上適正に管理される。
- ・ 廃棄物からの水銀回収、廃棄物のリサイクル等は、条約上認められる用途又は環境上適正な処分に限って認められる。
- ・ バーゼル条約を遵守した環境上適正な処分目的以外は、水銀廃棄物の越境移動を禁止。
- ・ 締約国は汚染サイトの同定と評価のための戦略の構築に努める。
- ・ 汚染サイトのリスク削減は、リスク評価を必要に応じ取り入れ、環境上適正な方法で実施。汚染サイトは、COP で策定されるガイダンスに基づいて管理される。

9. 資金・技術支援（第 13・14 条）

- ・ 締約国は、自国での条約実施のための資金を提供。資金には国家予算、国内財源、二国間及び多国間基金、民間部門の関与を含む。
- ・ 条約のもとで資金支援を行うための制度（資金メカニズム）を設置する。①GEF（地球環境ファシリティ）信託基金を主たる資金メカニズムに、②技術支援・能力強化を支えるための特定の国際的なプログラムを補完的なメカニズムに位置づける。
- ・ 締約国は、途上国、特に後発開発途上国や小島嶼開発途上国の条約実施を支援するための能力強化、技術支援を提供するために協力する。
- ・ 能力構築及び技術支援は、国際条約の地域センター、地域・準地域・国の取組め、その他の二国間・多国間の手段、民間部門を巻き込んだパートナーシップにより提供することができる。
- ・ 民間部門やその他の関係者からの支援を得て、途上国に対する環境上適正な代替技術の開発、移転、普及、入手を促進する。

10. 情報交換、研究開発、健康面の対策等（第 16 条～第 19 条）

- ・ 締約国は、水銀に関する科学・技術・経済・法律的情報、生産・使用・排出・放出の削減に関する情報、製品やプロセスの代替選択肢に関する情報等の交換を促進する。
- ・ 締約国は、水銀の健康及び環境への影響や水銀代替物等に関する情報提供、健康や環境への影響等に関する意識啓発、教育を促進する。
- ・ 締約国は、各国の事情や能力に応じて、大気排出等のインベントリ策定、人や環境中の水銀濃度に関するモデル予測やモニタリング、水銀が健康や環境に与える影響の評価等の実施・改善について協力に努める。
- ・ 締約国は、水銀による影響を受ける人々の必要な健康管理の促進等を行うことが奨励される。

11. その他

- ・ 条約の補助機関として実施・遵守委員会を組織し、各国の実施の促進、遵守の管理等を行う。（第 15 条）

- ・ 締約国は条約上の義務の実行のために、国内実施計画を策定し、実施することができる。（第 20 条）
- ・ 条約は 50 カ国が批准してから 90 日後に発効する。（第 31 条）

